

2014年版 加藤光大の社労士合格レッスン 要点整理
【法改正・正誤のお知らせ】

(3610)

平成26年6月12日
株式会社新報社 書籍編集部
TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P165 check の3つ目の <input checked="" type="checkbox"/>	再就職手当及び常用就職支度手当	再就職手当、 就業促進定着手当 及び常用就職支度手当
P166 上のcheckの1つ 目の <input checked="" type="checkbox"/>	死亡したことを知った日の翌日から起算して1カ月以内になければなりません⇒正当な理由があるときを除き、死亡した日の翌日から起算して6カ月を経過したときは、できません。	死亡した日の翌日から起算して6カ月以内になければなりません⇒やむを得ない理由があるときを除きます。
P168 上から7つ目の● 2行目	支払われなかった月が引き続き2カ月以上となったこと	支払われなかった月が引き続き2カ月以上又は離職日の属する月の前6月のうちいずれか3カ月以上となったこと
P168 上から9つ目の●	離職日の属する月の前3カ月間に36協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準に規定する時間を超える時間外労働が行われたこと	離職日の属する月の前 6月のうちいずれか連続した3カ月以上の期間 に36協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準に規定する時間を超える時間外労働が行われたこと
P168 上から9つ目の● の下に追加	<ul style="list-style-type: none"> ● 離職日の属する月の前6月のうちいずれかの月において1月当たり 100 時間を超える時間外労働が行われたこと ● 離職日の属する月の前6月のうちいずれか連続した2カ月以上の期間の時間外労働時間を平均し1月当たり 80 時間を超える時間外労働が行われたこと 	
P180 check 上1行目 行頭に挿入	基本手当は、受給資格者に対し、受給資格者の預金又は貯金への振込みの方法により支給します。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、受給資格者の申出により管轄公共職業安定所において基本手当を支給することができます ⇒ 受給資格者～	
P180 上9行目【暫定措置】	<平成26年3月31日までの措置>	<平成 29 年3月31日までの措置>
P188 <input type="checkbox"/>	「再就職手当」「常用就職支度手当」	「再就職手当」「 就業促進定着手当 」「常用就職支度手当」
P189 「常用就職支度手当」の支給要件 8 択・11 記・20 選・23 択」の上に挿入	<p style="text-align: center;">就業促進定着手当</p> <hr/> <p>再就職手当の支給を受けた者であること</p> <hr/> <p>同一の事業主の適用事業（同一事業主の適用事業）にその職業に就いた日から引き続いて6カ月以上雇用される者であること</p> <hr/> <p>みなし賃金日額が算定基礎賃金日額を下回った者であること</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> Check</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「みなし賃金日額」＝同一事業主の適用事業にその職業に就いた日から6カ月間に支払われた賃金を「賃金日額」に規定する賃金とみなして算定されることとなる賃金日額に相当する額</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「算定基礎賃金日額」＝再就職手当に係る基本手当日額の算定の基礎となった賃金日額</p>	

<p>P 190 「支給額」の表内、「再就職手当」と「常用就職支度手当」の間に挿入</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="389 271 544 510" style="background-color: #cccccc;"> 就業促進定着手当 </td> <td data-bbox="549 271 1477 510"> 基本手当日額に支給残日数に相当する日数に 10分の4を乗じて得た数 を乗じて得た額を限度として省令で定める額（具体的には次の額） （算定基礎賃金日額－みなし賃金日額）×再就職後の6カ月間の賃金の支払の基礎となった日数 □「基本手当日額×支給残日数×4/10」による額が限度（上限額） </td> </tr> </table>		就業促進定着手当	基本手当日額に 支給残日数 に相当する日数に 10分の4 を乗じて得た数 を乗じて得た額を限度として省令で定める額（具体的には次の額） （算定基礎賃金日額－みなし賃金日額）×再就職後の6カ月間の賃金の支払の基礎となった日数 □「基本手当日額×支給残日数×4/10」 による額が限度（上限額）																				
就業促進定着手当	基本手当日額に 支給残日数 に相当する日数に 10分の4 を乗じて得た数 を乗じて得た額を限度として省令で定める額（具体的には次の額） （算定基礎賃金日額－みなし賃金日額）×再就職後の6カ月間の賃金の支払の基礎となった日数 □「基本手当日額×支給残日数×4/10」 による額が限度（上限額）																							
<p>P 190 check の3つ目の <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 再就職手当を支給したときは、当該再就職手当の額を基本手当日額で除して得た日数分の基本手当を支給したものとみなします。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 再就職手当又は就業促進定着手当を支給したときは、当該支給額を基本手当日額で除して得た日数分の基本手当を支給したものとみなします。</p>																						
<p>P 190 check の4つ目の <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 再就職手当の支給を受けた者が、再離職した場合⇒受給期間内において基本手当の支給残日数(再就職手当相当分を控除した日数)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 再就職手当又は就業促進定着手当の支給を受けた者が、再離職した場合⇒受給期間内において基本手当の支給残日数(再就職手当又は就業促進定着手当相当分を控除した日数)</p>																						
<p>P 190 「支給申請手続」の表 最終段に追加</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="389 958 635 1093" style="background-color: #cccccc;"> 就業促進定着手当 </td> <td data-bbox="639 958 1477 1093"> 支給申請書に原則として受給資格者証等を添えて、職業に就いた日から起算して6カ月目に当たる日の翌日から起算して2カ月以内に、管轄公共職業安定所長に提出。 </td> </tr> </table>		就業促進定着手当	支給申請書に原則として受給資格者証等を添えて、 職業に就いた日から起算して6カ月目に当たる日の翌日から起算して2カ月以内 に、管轄公共職業安定所長に提出。																				
就業促進定着手当	支給申請書に原則として受給資格者証等を添えて、 職業に就いた日から起算して6カ月目に当たる日の翌日から起算して2カ月以内 に、管轄公共職業安定所長に提出。																							
<p>P 198 「(4) 育児休業給付金の支給額」の1行目</p>	<p>1 支給単位期間について、次の式により計算した額です。</p>	<p>1 支給単位期間について、次表の式により計算した額です。</p>																						
<p>P 198 「(4) 育児休業給付金の支給額」の2行目の計算式「休業開始時賃金日額×支給日数×50/100（原則は 40/100）」を差し替え</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1249 874 1368" style="background-color: #cccccc;"> 休業を開始した日から起算し 当該育児休業給付金の支給に係る 休業日数 </th> <th data-bbox="879 1249 1477 1368" style="background-color: #cccccc;"> 支給額 </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1375 874 1453"> 通算して 180 日に達するまでの間 </td> <td data-bbox="879 1375 1477 1453"> $休業開始時賃金日額 \times 支給日数 \times 67/100$ (原則は 40/100) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1460 874 1538"> 通算して 181 日目以降 </td> <td data-bbox="879 1460 1477 1538"> $休業開始時賃金日額 \times 支給日数 \times 50/100$ (原則は 40/100) </td> </tr> </tbody> </table>		休業を開始した日から起算し 当該育児休業給付金の支給に係る 休業日数	支給額	通算して 180 日に達するまでの間	$休業開始時賃金日額 \times 支給日数 \times 67/100$ (原則は 40/100)	通算して 181 日目以降	$休業開始時賃金日額 \times 支給日数 \times 50/100$ (原則は 40/100)																
休業を開始した日から起算し 当該育児休業給付金の支給に係る 休業日数	支給額																							
通算して 180 日に達するまでの間	$休業開始時賃金日額 \times 支給日数 \times 67/100$ (原則は 40/100)																							
通算して 181 日目以降	$休業開始時賃金日額 \times 支給日数 \times 50/100$ (原則は 40/100)																							
<p>P 198 2つ目の□の表を差し替え</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th data-bbox="539 1630 683 1675" style="background-color: #cccccc;"> 休業日数 </th> <th data-bbox="687 1630 1129 1675" style="background-color: #cccccc;"> 支給単位期間に支払われた賃金額 </th> <th data-bbox="1134 1630 1477 1675" style="background-color: #cccccc;"> 育児休業給付金の額 </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1682 534 1760" rowspan="2" style="background-color: #cccccc;"> 減額なし </td> <td data-bbox="539 1682 683 1760"> 180 日目まで </td> <td data-bbox="687 1682 1129 1760"> $賃金額 \leq W \times 13/100$ </td> <td data-bbox="1134 1682 1477 1760"> $W \times 67/100$ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1767 683 1823"> 181 日目以降 </td> <td data-bbox="687 1767 1129 1823"> $賃金額 \leq W \times 30/100$ </td> <td data-bbox="1134 1767 1477 1823"> $W \times 50/100$ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1830 534 1908" rowspan="2" style="background-color: #cccccc;"> 減額あり </td> <td data-bbox="539 1830 683 1908"> 180 日目まで </td> <td data-bbox="687 1830 1129 1908"> $W \times 13/100 < 賃金額 < W \times 80/100$ </td> <td data-bbox="1134 1830 1477 1908" rowspan="2"> $W \times 80/100 - 賃金額$ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1915 683 1971"> 181 日目以降 </td> <td data-bbox="687 1915 1129 1971"> $W \times 30/100 < 賃金額 < W \times 80/100$ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1977 534 2033" style="background-color: #cccccc;"> 不支給 </td> <td colspan="2" data-bbox="539 1977 1129 2033"> $W \times 80/100 \leq 賃金額$ </td> <td data-bbox="1134 1977 1477 2033"> 支給されません </td> </tr> </tbody> </table>				休業日数	支給単位期間に支払われた賃金額	育児休業給付金の額	減額なし	180 日目まで	$賃金額 \leq W \times 13/100$	$W \times 67/100$	181 日目以降	$賃金額 \leq W \times 30/100$	$W \times 50/100$	減額あり	180 日目まで	$W \times 13/100 < 賃金額 < W \times 80/100$	$W \times 80/100 - 賃金額$	181 日目以降	$W \times 30/100 < 賃金額 < W \times 80/100$	不支給	$W \times 80/100 \leq 賃金額$		支給されません
	休業日数	支給単位期間に支払われた賃金額	育児休業給付金の額																					
減額なし	180 日目まで	$賃金額 \leq W \times 13/100$	$W \times 67/100$																					
	181 日目以降	$賃金額 \leq W \times 30/100$	$W \times 50/100$																					
減額あり	180 日目まで	$W \times 13/100 < 賃金額 < W \times 80/100$	$W \times 80/100 - 賃金額$																					
	181 日目以降	$W \times 30/100 < 賃金額 < W \times 80/100$																						
不支給	$W \times 80/100 \leq 賃金額$		支給されません																					

P 204 「雑則」の表の最下段に追加	資料の提供等	行政庁は、関係行政機関又は公私の団体に対して、雇用保険法の施行に関して必要な資料の提供その他の協力を求めることができます。 ⇒ 協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければなりません。
P 214 下のP	P ※請負金額	P ※請負金額(当分の間、「請負金額×105/108」)
P 216 「(5) 雇用保険率」の表の最下段	平成 25 年度	平成 25 年度・平成 26 年度
P 227 参考の表の最下段に追加	船舶所有者の事業	100 分の 35
P291 check の 7 つ目の <input checked="" type="checkbox"/>	(平成 24 年 : 17.9%)	(平成 25 年 : 17.7%)
P 317 表の下に追加	⑦ 産前産後休業を終了した際の報酬月額変更の届出	機構又は健康保険組合 速やかに
P 318 上の表	⑦	⑧
	⑧	⑨
	⑨	⑩
	⑩	⑪
	⑪	⑫
	⑫	⑬
	⑬	⑭
P 318 1 つ目の check	①～⑤及び⑨は、	①～⑤及び⑩は、
	⑧、⑨の事由が生じたとき	⑨、⑩の事由が生じたとき
P 321 下 7 行目	※平成 25 年度は特例措置により 100 分の 10	※平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した者は特例措置により 100 分の 10
P 325 下 1 行目	※平成 25 年度は特例措置により 100 分の 90	※平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した者は特例措置により 100 分の 90
P 333 「高額療養費算定基準額」の表	24,600 円※ 62,100 円※	12,000 円 44,400 円
P 333 「高額療養費算定基準額」の表の下	※ 平成 25 年度は特例措置により「外来 : 12,000 円」、「入院・世帯合算 : 44,400 円」	削除
P 334 2 つ目の check の 5 つ目の <input checked="" type="checkbox"/>	67 万円	67 万円、「70 歳以上・一般」なら 56 万円
P 340 「療養の給付」の表の下	* 「70 歳以上」⇒平成 25 年度は特例措置あり	* 「70 歳以上」⇒平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した者は特例措置あり
P 364 「受給権者に関する届出等」の表の最下段に追加	⑪ 受給権者の所在不明の届出	速やかに

P 364 最終行に追加	<input checked="" type="checkbox"/> ①：世帯主・世帯員が届出⇒この届書が提出され、必要と認めるとき⇒厚生労働大臣は受給権者に生存の事実が確認できる書類の提出を求めることができます。 ⇒求めを受けた受給権者は、期限までに当該書類を機構に提出（義務）。															
P 368 上4行目	定められています	定められており、丸数字の順です														
P 375 「調整期間における改定率の改定の特例」の上に挿入	<input type="checkbox"/> 平成26年度の改定率=0.985															
P 376 上7～8行目	<input type="checkbox"/> 物価スライド率（平成25年10月～平成26年3月）=0.978×政令で定める率（0.990）	<input type="checkbox"/> 物価スライド率（平成26年度）= 0.961														
P 393 「脱退一時金の額」の表	<table border="1"> <thead> <tr><th>平成25年度価額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>45,120円</td></tr> <tr><td>90,240円</td></tr> <tr><td>135,360円</td></tr> <tr><td>180,480円</td></tr> <tr><td>225,600円</td></tr> <tr><td>270,720円</td></tr> </tbody> </table>	平成25年度価額	45,120円	90,240円	135,360円	180,480円	225,600円	270,720円	<table border="1"> <thead> <tr><th>平成26年度価額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>45,750円</td></tr> <tr><td>91,500円</td></tr> <tr><td>137,250円</td></tr> <tr><td>183,000円</td></tr> <tr><td>228,750円</td></tr> <tr><td>274,500円</td></tr> </tbody> </table>	平成26年度価額	45,750円	91,500円	137,250円	183,000円	228,750円	274,500円
平成25年度価額																
45,120円																
90,240円																
135,360円																
180,480円																
225,600円																
270,720円																
平成26年度価額																
45,750円																
91,500円																
137,250円																
183,000円																
228,750円																
274,500円																
P 397 「保険料改定率」の表と <input type="checkbox"/>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>0.951（平成26年度の改定率は未確定）</td> </tr> <tr> <td>保険料改定率の改定</td> <td>毎年度、～</td> </tr> <tr> <td>名目賃金変動率</td> <td>～</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 平成25年度の保険料の額： 15,820円×0.951=15,040円	平成25年度	0.951（平成26年度の改定率は未確定）	保険料改定率の改定	毎年度、～	名目賃金変動率	～	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>0.947</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>0.952</td> </tr> <tr> <td>保険料改定率の改定</td> <td>毎年度、～</td> </tr> <tr> <td>名目賃金変動率</td> <td>～</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 平成26年度の保険料の額： 16,100円×0.947=15,250円 平成27年度の保険料の額：16,380円×0.952=15,590円	平成26年度	0.947	平成27年度	0.952	保険料改定率の改定	毎年度、～	名目賃金変動率	～
平成25年度	0.951（平成26年度の改定率は未確定）															
保険料改定率の改定	毎年度、～															
名目賃金変動率	～															
平成26年度	0.947															
平成27年度	0.952															
保険料改定率の改定	毎年度、～															
名目賃金変動率	～															
P 399 上のcheckの1つ目の <input checked="" type="checkbox"/> の下に挿入	<input checked="" type="checkbox"/> 「年」単位の前納⇒1年又は2年から選択															
P 400 下6～5行目 <input type="checkbox"/>	⇒原則7月から翌年の6月まで	⇒原則、申請日の属する月の2年2月（納期限から2年を経過した納期限に係る月を除きます）前の月から申請日の属する年の翌年6月までの期間のうち必要と認める期間														
P 402 上1行目 <input type="checkbox"/>	⇒原則4月～翌年の3月まで	⇒原則、申請日の属する月の2年2月（納期限から2年を経過した納期限に係る月を除きます）前の月から申請日の属する年の翌年3月までの期間のうち必要と認める期間														

P 402 2つ目の[P]	⇒原則 7月～翌年の6月まで	⇒原則、申請日の属する月の2年2月(納期限から2年を経過した納期限に係る月を除きます)前の月から申請日の属する年の翌年6月までの期間のうち必要と認める期間
P 423 表⑮と⑯の間に挿入	⑯ 産前産後休業を終了した際の報酬月額変更の届出	速やかに (10日以内)
P 423 表	⑯	⑰
P 423 check の1つ目の <input checked="" type="checkbox"/>		
P 424 下の表の⑮の次に追加	⑯ 受給権者の所在不明の届出	速やかに
P 425 上8行目の次に追加	<input checked="" type="checkbox"/> ⑯：世帯主・世帯員が届出⇒この届書が提出され、必要と認めるとき ⇒厚生労働大臣は受給権者に生存の事実が確認できる書類の提出を求めることができます。 ⇒求めを受けた受給権者は、期限までに当該書類を機構に提出(義務)。	
P 426 最終行	定めます	定められており、丸数字の順です
P 427 上1行目	Check 配偶者と子は同順位ではありません。 21 択	Check <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者と子は同順位ではありません。 21 択 <input checked="" type="checkbox"/> 「 ②子 」には、死亡した者が遺族厚生年金の受給権者であった配偶者の場合、被保険者又は被保険者であった者の子で、遺族厚生年金の支給停止が解除された者が含まれます。
P 430 下6行目	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 25 年度の従前額改定率は、0.983とされています。	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 26 年度の従前額改定率は、 0.986 (昭和 13 年4月1日以前生まれ)又は0.984 (昭和 13 年4月2日以後生まれ) とされています。
P 436 上11行目 [P]	平成 25 年度	平成 26 年度
P 438 「定額部分」の表	0.982 (平成 25 年度)	0.985(平成 26 年度)
P 440 [P]の表	平成 25 年度	平成 26 年度
P 448 2つ目の[P]の計算式	1,150,200 円 (平成 25 年度価額)	1,153,800 円(平成 26 年度価額)
P 475 (6)の表の下※	※平成 25 年度は特例措置により 10 分の 1	※平成 26 年3月 31 日以前に 70 歳に達した者 は特例措置により 10 分の 1

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 255 下 11 行目	[P 10 参照]	[P 9 参照]